3.緑地の保全及び緑化の推進のための施策

3 - 1 施設緑地の整備目標及び配置方針

(1) 都市公園

〔整備目標〕

1	種 別 -		兄(平成10:	年度)	目標年次(平成27年度)			
1			面積(ha)	m²/人	か所	面積(ha)	m²/人	
	街区公園	51	6.15	0.52	80	12.96	1.08	
住区基 幹公園	近隣公園	1	1.6	0.13	4	7.3	0.61	
	地区公園	2	10.36	0.87	3	18.26	1.52	
都市基	総合公園	2	21.0	1.77	2	22.3	1.86	
幹公園	運動公園	1	13.7	1.15	1	18.0	1.5	
基	幹公園計	57	52.81	4.44	90	78.82	6.57	
特殊	風致公園	1	8.1	0.68	3	108.9	9.08	
公園	植物公園	1	6.7	0.56	1	6.7	0.56	
特	殊公園計	2	14.8	1.25	4	115.6	9.63	
1	邹市緑地	4	7.1	0.6	5	20.0	1.67	
4	禄 道	-	-	-	1	1.6	0.13	
Î	合 計	63	74.71	6.29	100	216.02	18.0	

^{*}市民一人あたり面積(m²/人)は小数点第3位で四捨五入しているため合計があわない場合がある。

[配置方針]

住区基幹公園

本市は街区公園、近隣公園などの日常的に市民が利用できる身近な公園(住区基幹公園)が不足しており、アンケートでは身近な公園を増やすことを望む声が多い。住区基幹公園の配置については、各住区毎に検討を行う。街区公園については各住区での均衡に配慮して配置を進め、近隣公園については同等の規模を有する公共施設緑地による機能補完に配慮して配置する。

地区公園は4住区1か所が基本となるが、配置については都市基幹公園、同等の規模 を有する公共施設緑地などによる機能補完に配慮して進める。

各種別公園の規模については、既定計画を除いて国の標準面積(街区公園 0.25ha、近隣公園 2.0ha)で設定する。

管理、運営などについては各公園のある地域の市民との協働により、利用しやすく、 愛され親しみのもてるものとしていく。また、より地域に密着した遊び場、憩いの場と するために、計画段階から子供の意見を聞くなど、市民が主体となった公園づくりにつ いてもあわせて検討していく。

ア.街区公園

現在、51 か所、6.15ha が整備されている。今後も誘致距離(250m)、土地区画整理事業等の市街地の整備状況、人口の配置等を考慮しつつ整備を進める。これにより整備目標は80 か所 12.96ha、市民1人あたり1.08 ㎡とする。

イ.近隣公園

現在、新川公園(1.6ha)が整備されている。学校グラウンド、河川緑地などの公共施設緑地で補完して誘致距離(500m)をカバーし、効果的に整備を進める。これにより整備目標は4か所7.3ha、市民1人あたり0.61㎡とする。

ウ.地区公園

現在、渡良瀬川右岸に市民広場(4.71ha)、左岸に小梅琴平公園(5.65ha)が整備されている。この他に渡良瀬川右岸の河川緑地にあるさくら遊園(7.9ha)を地区公園とする。これにより整備目標は3か所18.26ha、市民1人あたり1.52㎡とする。

表 住区基幹公園の整備目標

	行					近隣公園				地区公園										
住区	政区分	政		現況			目標年	次		現況	ı		目標年	次		現況	,		目標年	次
<u>IX</u>		か所	面積 (ha)	(㎡/人)																
1	1,10	1	0.12	0.19	3	0.62	0.98													
2	2,6,7	4	1.02	0.99	6	1.52	1.48													
3	8,9	2	0.03	0.03	9	1.34	1.23													
4	3,4,5	2	0.52	0.49	4	0.94	0.88	1	1.6	1.5	1	1.6	1.5	1	5.65	5.29	1	5.65	5.3	
5	11	3	0.26	0.25	6	0.87	0.84													
6	13	3	0.29	0.31	7	1.29	1.19													
7	12,18	5	0.25	0.17	8	1.0	0.67				1	2.0	1.33				1	7.9	5.27	
8	15	16	1.16	0.58	18	1.88	0.94				1	1.7	0.85	1	4.71	2.35	1	4.71	2.35	
9	16	5	0.52	0.47	7	1.02	0.93				1	2.0	1.83							
10	14	1	0.03	0.07	2	0.28	0.61													
11	17	9	1.95	1.85	10	2.2	2.09													
市	全体	51	6.15	0.52	80	12.96	1.08	1	1.6	0.13	4	7.3	0.61	2	10.36	0.87	3	18.26	1.52	

* 現況:平成10年度 目標年次:平成27年度

都市基幹公園

都市基幹公園は市民全体の利用に供するもので、本市では総合公園 2 か所、運動公園が 1 か所整備されており、今後はこれら既存の公園のレクリエーション、防災面の機能及び規模を拡充するとともに、利用しやすく魅力ある公園とするために再整備する。

ア.総合公園

現在、動物園、遊園地を併設している桐生が岡公園(10.8ha)、市街地南部の丘陵地に野球場、テニスコートなどの運動施設や梅林がある桐生市南公園(10.2ha)が整備されており、このうち桐生が岡公園について都市計画決定面積にあわせて拡充し 12.1ha とする。

これにより整備目標は2か所22.3ha、市民1人あたり1.86 m²とする。

イ、運動公園

現在、体育館、野球場、テニスコートなどの運動施設を有する桐生市運動公園 (13.7ha) が整備されており、さらに機能と魅力の増進を図り 18.0ha に拡充する。 これにより整備目標は1か所 18.0ha、市民1人あたり 1.5 ㎡とする。

特殊公園

特殊公園は風致、動植物、歴史等の都市の特性を保全しつつこれらを活かした特色ある公園であり、本市では風致公園 1 か所、植物公園 1 か所が整備されている。これらを保全するとともに、さらに、本市の特性である市街地に隣接した斜面緑地へ、自然環境を極力保全しつつ風致公園を配置する。

ア.風致公園

現在、サクラやツツジの名所で市街地を一望できる眺望点でもある水道山公園(8.1ha)が整備されており、都市計画決定面積にあわせて拡充し8.8haとする。

この他、環境保全を目的として本市が用地を取得した菱町四丁目・五丁目周辺の市街地に接した広大な樹林地(83.6ha)を、自然環境を保全しつつ、遊歩道などの整備により植物観察などができる風致公園とする。管理や樹木の育成などについて、市民ボランティアなどの参加、協力により市民に親しまれる公園としていく。

また、桧杓山においても市街地に接した樹林による自然環境を保全しつつ、自然や歴史的特性を活かした風致公園(16.5ha)とする。

これにより整備目標は3か所 108.9ha とする。

イ.植物公園

現在、吾妻山山麓の盆地状の谷間を利用した花の公園として吾妻公園(6.7ha)が整備されており、温室草花、熱帯植物をはじめとしてツツジ、サクラ、花菖蒲など多くの草花が栽培されている。

今後も良好な管理により特色ある公園として保全していくこととし、整備目標は現行のまま 1 か所 6.7ha とする。

都市緑地

主として、都市の自然環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るための緑地である。本市では渡良瀬川河川敷において上毛電気鉄道の鉄橋から市域東端まで 201.8ha が都市緑地として都市計画決定されている。現在は、このうち渡良瀬川右岸の松原橋公園(6.0ha)が整備されている他、市街化区域内に3か所(1.1ha)整備されており、あわせて7.1haとなっている。

目標年次までに松原橋公園は松原橋周辺と間の島地区まで拡大し 16.7ha とする。

また、梅田湖周辺のレクリエーション拠点の中心となる梅田台緑地 (2.2ha)を整備する。

これにより整備目標は5か所20.0haとする。

緑道

災害時における避難路、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を目的とする緑地である。

市街地中心部のオープンスペースの確保と、水と緑によるうるおいのある快適な空間を創出するとともに、火災時の延焼遮断効果などにより都市の防災機能を強化する緑地として、新川公園と街区公園、公共施設緑地などの緑地をつなぐ新川緑道を整備する。

これにより整備目標は1か所1.6haとする。

〔概ね4ha 以上の都市公園の位置及び規模〕

種別	図面対照番号	名称	及び概ねの位置	面積(ha)
地区公園	地 - 1	市民広場	相生町二丁目(渡良瀬川右岸)	4.71
	地 - 2	小梅琴平公園	琴平町、小梅町(渡良瀬川左岸)	5.65
	地 - 3 拡張整備	さくら遊園	桜木町、広沢町一丁目 (渡良瀬川右岸)	7.9
総合公園	総 - 1 拡張整備	桐生が岡公園	宮本町三・四丁目 西久方町二丁目	12.1
	総 - 2	桐生市南公園	広沢町五丁目	10.2
運動公園	運 - 1 拡張整備	桐生市運動公園	相生町三丁目	18.0
特殊公園	特-1 拡張整備	水道山公園(風致公園)	宮本町二丁目、堤町一丁目	8.8
	特 - 2	吾妻公園(植物公園)	宮本町三丁目	6.7
	特 - 3 新規整備	桧杓山(風致公園)	梅田町一丁目(桧杓山)	16.5
	特-4 新規整備	菱町四丁目・五丁目 (風致公園)	菱町四・五丁目	83.6
都市緑地	都緑 - 1 拡張整備	松原橋公園	広沢町五・六・七丁目 広沢町間ノ島 (渡良瀬川右岸)	16.7

^{*}図面対照番号は「実現のための施策の方針図」に対照するもの

^{*}拡張整備及び新規整備については、目標年次を平成27年度とする。

(2) 公共施設緑地

〔整備目標〕

種 別	現況	(平成10年	度)	目標年次(平成27年度)			
1生 力5	か所	面積(ha)	m²/人	か所	面積(ha)	m³/人	
公共施設緑地	107	78.57	6.61	104	85.53	7.13	
都市公園	63	74.71	6.29	100	216.02	18.0	
都市公園等	170	153.28	12.9	204	301.55	25.13	

〔配置方針〕

河川緑地

本市の河川を代表する一級河川渡良瀬川、桐生川は、河川敷を利用した施設緑地が配置されている。今後も市街地に接する清流とそこに生息する動植物による自然環境との共生に配慮しながら、水と緑豊かなオープンスペースとして活用していくため施設緑地として整備を進める。あわせて、レクリエーション、都市防災などの機能をもった都市公園の機能及び配置を補完する緑地と位置づける。

また、渡良瀬川は「渡良瀬川河川緑地整備事業計画」に基いて施設緑地の整備を進めるとともに、河川敷の樹林を治水上支障がない範囲で保全し、河川堤防の緑化を推進する。桐生川については、「桐生川整備構想」をもとに施設緑地の整備方針の検討を進める。

ア.渡良瀬川

渡良瀬川の河川敷は、上毛電気鉄道の鉄橋より下流部が都市緑地として都市計画決定されており、都市緑地の他に公共施設緑地として桐生大橋広場(6.05ha)、さくら遊園(4.88ha)、昭和遊園(0.24ha)、間の島青少年広場(0.21ha)、境野町六丁目小運動場(0.56ha)、浜の京青少年広場(0.55ha)が整備されている。これらについては、渡良瀬川河川敷の自然環境を保全しつつ、市街地に接する施設緑地としての活用を図り、以下に示す緑地の整備を進める。

- 桐生大橋広場は拡張整備により 7.1ha とする。
- ◆ さくら遊園は拡張とともに地区公園として整備する。
- 境野町六丁目小運動場と浜の京青少年広場は、新規の公共施設緑地として整備される境野緑地とあわせて 13.6ha とする。

イ.桐生川

桐生川では広見広場(0.34ha)、宿の島青少年広場(0.44ha)、両国橋市民広場(0.41ha)が整備されている。今後は、自然環境との共生を図りながら整備方針の検討を進める。

青少年広場

青少年広場についての新規整備計画はないが、近隣の子どもにとって最も身近な広場として適切な利用が図れるよう、市民による管理・運営を図りつつ保全する。

学校グラウンド

小・中学校の一般開放されている学校グラウンドは、市民にとって最も身近な運動の場であるとともに、子どもから高齢者まで様々な人が花や緑を楽しみ集う場でもある。

今後とも小・中学校との連携・協力により、環境を保全しながら市民の健康や憩いの広場としての活用を推進する。

市営住宅・県営住宅内公園

公営住宅内に整備された公園は、主に住宅団地内の身近な広場としての機能を果たしており、今後も公営住宅の整備にあわせて配置する。

その他の公共施設緑地

本市では公共緑地として、自然に親しみふれあうことのできる桐生自然観察の森、岡登緑道や新田堀緑道、運動のための広場、市民からの樹木の受託と希望者への払い出しや地域花壇のための草花の苗を育てるグリーンフラワーバンクなど、多種多様な緑地が整備されている。

また、多くは都市公園の機能及び配置を補完する役割も担っており、これらの用途にあわせた緑地や樹木等を良好な状態で保全していくための適切な管理を図るとともに、必要に応じた配置を進める。

〔概ね4ha 以上の主な公共施設緑地の位置及び規模〕

種別	図面対照番号	名称	面積(ha)	
河川緑地	河 - 1 拡張整備	桐生大橋広場	清瀬町、織姫町、錦町三丁目 (渡良瀬川左岸)	7.1
	河-10新規整備	境野緑地	境野町七丁目(渡良瀬川左岸)	13.6
その他の 公共施設 緑地	公 - 15	桐生自然観察の森	川内町二丁目	18.9

^{*}図面対照番号は「実現のための施策の方針図」に対照するもの

(3) 民間施設緑地

本市の民間施設緑地としては、多くの社寺境内地があり、これらは、市や県指定の天然 記念物を含む社寺林による豊かな緑ととともに、地域の歴史や文化などを継承している。 また、古くからの身近な緑地として近隣に居住する市民の憩いや交流の場所でもあり、緑 地としての永続性も高いことから今後も保全する。

